



とよしん

海外貿易投資ニュース

豊田信用金庫
国際業務部

第3号

発行日：2011.07.29

財団法人 あいち産業振興機構 国際ビジネス支援事業のご案内

「財団法人あいち産業振興機構」では、「ベトナム」と「中国」の海外展開に絡む諸問題や、貿易実務一般について専門アドバイザーが相談に応じる「国際ビジネス相談デスク」を開催しています。また、ベトナム、中国以外の国に関して国際ビジネス相談デスクの対象にならない課題について相談に応じる「国際ビジネス専門家相談」の制度があり、その他セミナー等を開催しています。

1 国際ビジネス相談デスク(中国・ベトナム・貿易実務一般)

この相談デスクは無料で、国際ビジネス経験が豊富な専門家(機構登録国際アドバイザー、ジェトロ貿易アドバイザー)が対応します。また、経営、金融、技術、IT、経営革新などの専門知識を持った同機構マネージャーが同席し、総合的な相談に応じています。

相談日および相談分野は同機構ホームページでご確認ください。

2 国際ビジネス専門家相談

相談デスク以外(中国、ベトナム以外)の海外展開に関する問題解決のサポートをしています。

機構アドバイザーとの調整が必要ですが、相談は随時行っており、海外進出における投資環境、投資手続・運営、撤退対策や輸出入業務などに応じています。

3 現地サポートデスク(愛知県設置)

愛知県では、県内企業の海外進出を支援するため、中国・江蘇省とベトナム・ハノイに「愛知県サポートデスク」を設置し、相談に応じています。

受付では、日本語対応可能な窓口担当者が対応しています。

4 セミナー、ワークショップの開催

海外ビジネスをテーマとしたセミナー／ワークショップを開催し、各国の投資環境・海外販路の開拓事情など最新情報を提供しています。

5 貿易講座の開催(有料)

国際ビジネス展開に不可欠となる知識を習得していただくため、「貿易実務」「輸出入通関」「英文契約書」などの講座を開催しています。

6 国際ビジネス関連情報の提供

国際ビジネスに関するイベント・見本市の開催状況、県内貿易港の輸出入動向などの情報を幅広く発信しています。また、各国の経済統計・投資制度、企業・団体名簿、関税率表などの図書・資料が閲覧できます。

お問い合わせ先

(財)あいち産業振興機構 情報・国際ビジネス部 国際ビジネスグループ

〒450-0002 名古屋市市中村区名駅4丁目4-38

電話 052-715-3065 FAX 052-563-1434

HP <http://www.aibsc.jp>

なお、当金庫では同機構登録国際アドバイザーの資格をもつ職員がおお客様の海外進出支援を行っています。



出所：(財)あいち産業振興機構ホームページ

6・7月は次のセミナー、出展募集等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
「Manufacturing Indonesia 2011」出展企業の募集	インドネシア	PT.PAMERINDO INDONESIA
ワークショップ「中国ビジネスの労務トラブルと対処法」	名古屋	(財)あいち産業振興機構
2011年山東省煙台市投資環境・重点産業説明会	名古屋	煙台市人民政府、ほか
貿易投資相談会(個別相談)	名古屋	信金中央金庫名古屋支店
農林水産物・食品輸出セミナー	名古屋	ジェトロ名古屋
日本のサービス産業～グローバル展開と課題	名古屋	ジェトロ名古屋

日・インド包括的経済連携協定(日印CEPA)の発効について

6月30日、日・インド包括的経済連携協定の効力の発生に関する外交上の公文の交換が行われ、この協定は8月1日に発効されます。両国は、往復貿易額の約94%(インド側90%、日本側97%)に相当する品目について、協定発行後10年間で関税を撤廃します。また、サービス貿易自由化や投資保護、査証手続き簡素化などでも合意しており、この協定の発効により、両国間の戦略的グローバル・パートナーシップが一層強化されることが期待されます。そこで、今回は中国に次ぐ市場インドへの事業展開に影響をもつ日印CEPAについて一部紹介します。

1. インド概況

面積は3,287千平方キロメートル(日本の約8.8倍)、人口は12億1,019万人、実質GDP成長率8.6%、一人当たりのGDP(名目)1,265ドルのアジア第三位の経済規模を有し、近年著しい成長を続けています。

貿易については、通関ベースで対日輸入額が約9,019百万ドル、一方、対日輸出額が5,658百万ドルです。インドへの主な輸出品目は、鉄鋼(14%)、自動車部品(6.8%)、原動機(6.5%)、金属加工機械(4.7%)、有機化合物(3.7%)、金属製品(3.7%)であり、インドからの主な輸入品目は、石油製品(35.3%)、鉄鉱石(9.1%)、魚介類(6.4%)、非金属鉱物製品(5.9%)、鉄鋼(5.8%)、有機化合物(5.0%)です。

インドに進出している日系企業数は、2010年10月時点、在インド日本国大使館によると725社(1,236拠点)に及んでいます。

2. 日印CEPAにおける市場アクセスの改善

日印CEPAではインドへの輸出総額の約90%、インドからの輸入額の約97%、往復貿易額の約94%が発効後10年以内に関税撤廃する協定をしたという内容になっています。

インド側が譲許した品目(一例)

分野	品目	基準税率	交渉の結果
自動車部品	ディスプレイモニター	7.50%	10年撤廃
	点火コイル	7.50%	10年撤廃
	ハンパー	10%	10年撤廃
	消音装置(マフラー)	10%	10年撤廃
	ディーゼルエンジン	12.50%	6年間で5%まで関税削減
	キアホックス	12.50%	8年間で6.25%まで関税削減
鉄鋼製品	熱延鋼板	5%	5年撤廃
	冷延鋼板	5%	5年撤廃
	合金鋼	5%	5年撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年撤廃
電気電子	リチウムイオン電池	10%	10年撤廃
	DVDプレーヤー	10%	10年撤廃
	MP3プレーヤー	5%	5年撤廃
	レンジ	10%	10年撤廃
	鉛蓄電池	10%	10年撤廃
	自動車用ラジオ	10%	10年撤廃

分野	品目	基準税率	交渉の結果
一般機械	フルトナーサー	7.50%	10年撤廃
	産業用ロボット	7.50%	10年撤廃
	エアコン部品	10%	10年撤廃
	蒸気タービン、カスタービン	7.50%	10年撤廃
	織機	7.50%	10年撤廃
	印刷機械	7.50%	10年撤廃
	工業用ミシン	7.50%	10年撤廃
繊維製品	綿織物	10%	即時撤廃
	衣類	10%	即時撤廃
化学品	印刷用インク	7.50%	10年撤廃
	ナイロン	10%	10年撤廃
農産品	盆栽	5%	5年撤廃
	長いも	30%	10年撤廃
	桃	30%	10年撤廃
	イチゴ	30%	10年撤廃
	柿	30%	10年撤廃

3. 原産地規則のルール

日印CEPAでは、特恵税率が適用される原産品の要件を定め、いわゆる迂回輸入を防ぐ観点から、一般規則としてより厳格なルールを採用しつつ、日本が輸出関心のある多くの製品については、より貿易促進的なルールを採用しています。このルールにより、実質的に第三国で生産された産品が、一方の締結国を経由して他方の締結国に輸入される、いわゆる迂回輸入を防ぐこと(=特恵税率の厳格な適用)、が可能となります。

厳格なルールはインド側の主張に基づくもので、一般原則「CTSH and VA35%」として(1)HSコードの6桁レベルで関税番号の変更が行われたこと(六桁レベルの関税分類変更基準)と、(2)原産資格割合が35%以上であること(付加価値基準)を両方同時に満たす必要があります。一方、日本側の主張に基づき、日本にとって重要な輸出品目については、輸出産業への配慮として品目別規則(PSR)を採用することとなります。なお、関税上の特恵待遇を付与するために必要な原産地証明書は、自己証明制度は導入されず、第三者証明による発給制度を用いることとなります。

(参考:「JETROレポート「日印CEPAについて」(2011年5月31日開催)、外務省HP「日・インド包括的経済連携協定」)

関税分類変更基準とは

原産地を認定する基準には、(1)完全生産品基準(一つの国において完全に生産されることを要件とするもので、主に農産品や鉱業品に適用)と(2)実質の変更基準(物品の生産に二カ国以上の国が関与している場合、当該物品に最後に実質の変更を加えた国を原産地とする基準)があり、関税分類変更基準は後者のうちの一基準です。関税分類番号(HSコード)の変更を実質の変更とみなす基準です。具体的には関税分類番号の上2桁(類)、4桁(項)、または6桁(号)の変更を必要とする基準ですが、日本の法律では、上4桁(項)の変更基準を採用しています。



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381
FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>